

徳島市東富田コミュニティセンター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島市地区コミュニティセンター条例（昭和50年12月25日徳島市条例第54号）及び徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則（平成13年3月28日規則第14号）に定めるもののほか、徳島市東富田コミュニティセンター（以下、「センター」という。）の利用に係る基本事項について定め、コミュニティ活動を通じたまちづくりとセンターの適正な運営を目的とする。

(休館日)

第2条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで、8月12日から15日まで及び12月29日から12月31日まで
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日
- (3) その他指定管理者が必要と認めた日

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は9時から21時までとする。

(利用料金)

第4条 センターの利用料金は別表のとおりとする。

(利用申し込み)

第5条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用しようとする日の前日までに別紙の利用申込書に必要事項を記載のうえ事務局へ提出し、事務局の承諾を受けた時点で申し込みの完了となる。

(利用料金の納付)

第6条 利用料金は前納とし、利用開始時までに事務局に納付するものとする。

2 やむをえず前項の納付ができない理由があるときは、その旨を利用開始時までに事務局に申請し、承諾を得た場合に限り、事務局が支払期限を定めたくうで後納とすることができる。

(利用の取り消し)

第7条 以下の場合において、センターは、利用の承諾を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 天災、不可抗力等の利用者の責めに帰せられない事由により、センターを利用できないとき。
- (2) センターの利用によって、利用者の安全や施設及び備品等の保全が十分に確保できないと考えられるとき。
- (3) 利用目的又はその内容が公序良俗に反すると考えられるとき。
- (4) 前条第2項の利用料金の後納についての申請がなく、利用開始時間を迎えたとき。
- (5) 行政機関がセンターを使用する場合。
- (6) その他、特別の事由があると指定管理者が認めたとき。

(利用の取りやめ)

第8条 利用の申し込みを取り消す場合は、すみやかに事務局に連絡を行うこと。利用開始時間を過ぎてからの取りやめの場合は、納付済みの利用料金を返還しない。

2 前条第1号、第5号及び第6号による利用取り消しの場合は、前項の規定に関わらず、利用料金を返還する。

(利用上の注意)

第9条 すべての利用者が安全快適にセンターを利用できるよう、利用者は、次の点に注意すること。

- (1) センターの設備（机、椅子及び備品等）を使用した場合は、原状に戻すこと。
- (2) 大音量を発する場合は、扉及び窓を閉め切るなど、他の利用者及び周辺住民の迷惑にならないよう注意すること。
- (3) 利用終了後は、消灯、空調機の停止、窓の戸締り及びガスの元栓閉め等の確認を行うこと。
- (4) センター内においては、指定された場所以外での喫煙を禁止する。
- (5) センターの利用時に発生したゴミは、すべて利用者が持ち帰ること。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日一部改正）

(施行期日)

この規程は、令和4年2月1日から施行する。